

## 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる患者・従業員への対応

2021年1月22日

東京歯科保険医協会 院内感染防止対策委員会

昨年末より新型コロナウイルス感染症の新規感染確認数は増加の一途をたどり、今年に入って新規感染確認数は過去最多を更新するなど、まさに第3波の様相を呈しており収束の兆しは全く見えていない。そんな状況において1月7日東京都に再度緊急事態宣言が発令されるに至り、新型コロナウイルス感染症は誰がいつ罹患してもおかしくない状況下にあるといえる。

東京歯科保険医協会 院内感染防止対策委員会では昨年4月の緊急事態宣言発令時にも「新型コロナウイルス感染症の歯科医院での対応と院内感染防止対策」として対応策をまとめ、デンタルブック内では動画での配信も実施してきた。

しかしながら、再度緊急事態宣言が発令された現在の状況下において、新型コロナウイルス感染症が会員の身近に迫りつつあるとの認識に立って、感染が疑われる患者・従業員の対応や院内労働環境の整備についての対応策とポイントをまとめた。現在、歯科医院での感染事例のそのほぼすべてが「院内関係者から院内関係者への職場内感染」である。そのような実態から「感染が疑われる患者・従業員の対応」だけではなく「院内労働環境の整備のポイント」について厳重に対応いただきたい。

---

### 患者・従業員に発熱等の症状があったら

Case1: 従業員から発熱や風邪症状があると連絡を受けた場合、または勤務中に発熱や風邪症状が出た場合

- ➡基本は自宅待機（勤務中であれば、マスク着用のうえ速やかに帰宅させる）
- ・かかりつけ医など医科医療機関へ連絡し受診方法を確認のうえ、受診させる。
- ・かかりつけ医がないなど、受診相談先に迷う場合は、「東京都発熱相談センター」に受診先等を相談する。

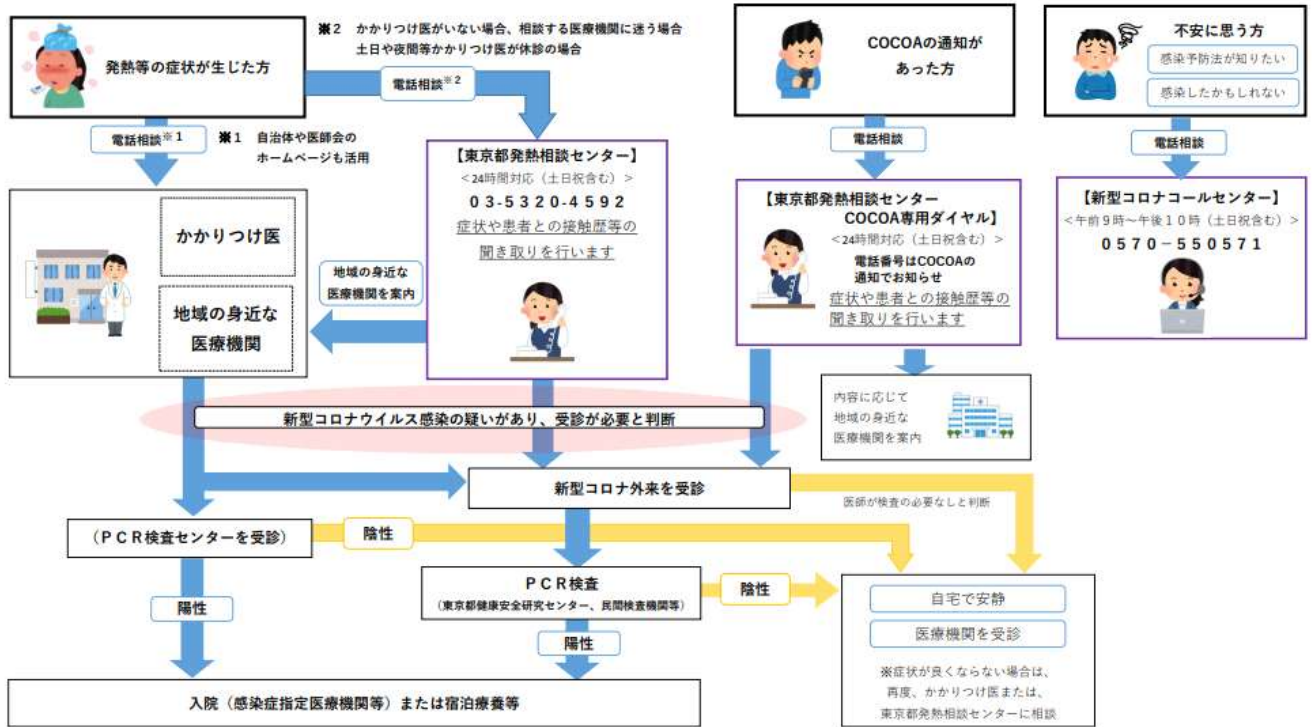
※東京都発熱相談センター 電話：03-5320-4592 受付時間：24時間（土日祝日含む）

- ・本人に症状がなくても、家族に体調不良の兆候等があれば無理をさせないように考慮する。

Case2: 患者に発熱や風邪症状がある場合

- ➡患者に発熱や風邪症状があるということのみを理由に診療拒否することは、応招義務における診療を拒否する「正当な事由」に該当しませんが、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、診療が困難と判断した場合は、「東京都発熱相談センター」や新型コロナウイルス感染症患者を診療可能な医療機関への受診や相談を適切に勧奨する。

都民の皆さまへ ～新型コロナウイルス感染症が心配なとき～



出典：東京都福祉保健局

COCOAからの通知があったら

Case3: 従業員に対し、接触確認アプリ「COCOA」から通知があった場合

➡アプリの画面に表示される手順に沿って自身の症状等を選択すると、受診・相談センターなどの連絡先が表示される「東京都発熱相談センター COCOA専用ダイヤル（電話番号はCOCOAで通知）」に電話相談をする。

PCR検査後の対応

Case4: 従業員がPCR検査で「陽性」と確認された場合

➡管轄の保健所に報告した上で、その指示に従う。具体的には保健所の指示のもと、以下のような対応を実施することが多い。

(1) 濃厚接触者及び濃厚接触者以外の接触者のリストアップ

発症日の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの患者の行動に基づき、濃厚接触者等のリストアップを行う(陽性者の濃厚接触者に当たる者を同定する必要があるため、管理者は出勤簿、アポイント帳などを準備⇒濃厚接触者等は保健所が総合的に判断し、決定する)

(2) 濃厚接触者及び濃厚接触者以外の接触者の健康観察(14日間)

濃厚接触者はPCR検査等を受けた後、陽性が確定した患者と最後に接触があった日から14日間、出勤せず自宅等にて健康観察を実施し記録を行う。

濃厚接触者以外の接触者は、感染症法に基づく明確な規定はないので事例により対応が異なるが経過観察を行う。症状が出た場合には速やかに職場に報告する等必要に応じた対応を行う(Case1参照)。

(健康観察の方法)

- ・ 自宅等で療養中は、発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等で確認する。
- ・ 勤務する場合は、接触者自身が業務開始前に発熱や呼吸器症状等の有無を報告する。

### (3) 診療室等の消毒

管理者は、感染症法に基づき保健所の指示に従い、診療室等の消毒を行う義務が生じる。消毒の範囲や方法については保健所の指示に従う。

患者が触れた可能性のある場所について、消毒剤（アルコール消毒剤 70%以上、あるいは 0.05%～0.1%次亜塩素酸ナトリウム）を用いて消毒を実施する。なお、症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は基本的に不要である。

#### **【濃厚接触者の感染症法上の定義】**

「濃厚接触者」とは、新型コロナウイルス感染症確定患者の感染可能期間（患者の発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの期間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- 新型コロナウイルス感染症確定患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症確定患者を診察、看護若しくは介護していた者
- 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「新型コロナウイルス感染症確定患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

（新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領より）

#### Case5: 患者が通院後に PCR 検査で「陽性」であったことが判明した場合

➡ 管轄の保健所へ相談する。その後は保健所が当該感染者と医療従事者や他の患者がどの程度接触したのか、聞き取り調査等を行って、濃厚接触者の特定を行う。原則として診察した後に判明した場合であっても、標準予防策を適切に講じていれば、濃厚接触者には該当しないとされるが、最終的に濃厚接触者の判定は管轄の保健所が行う（濃厚接触者に特定された場合は、Case8を参照）。

- ・ 必要に応じて診療室等の消毒等を行う。
- ・ 休診については、一律に部分的、全体的な閉鎖等を考慮すべきではなく、患者発生状況や、疫学調査の結果を踏まえて判断とされているので、保健所とよく相談の上対応を決定する。

※ 診療時の感染対策について：

「新型コロナウイルス感染症の歯科医療機関での対応と院内感染防止対策」

<https://www.tokyo-sk.com/wp/wp-content/uploads/2020/05/6d77a254781b48ea2bd2344d59fb310a.pdf>

「新型コロナウイルス感染症の歯科医療機関での対応と院内感染防止対策 スライド編」

<https://www.tokyo-sk.com/wp/wp-content/uploads/2020/07/f0d97086e5ba44194644b0643022228d.pdf>

Case6：従業員に発熱や風邪症状があったがPCR検査が「陰性」であった場合

- ➡症状がある場合は、医師の指示に従い基本的に症状が改善するまで自宅療養を行う。
  - ・症状が改善しない時は再度、PCR検査を行う
- ➡症状がない場合は、7～10日間の健康観察を行うが、7～10日間の健康観察期間は、管理者の判断により勤務可能である（健康観察はCase4を参照）。
  - ・人との接触を極力避け、感染拡大防止に努める。
  - ・健康状態に不安がある者は、無理に勤務せずに自宅待機する。

Case7：従業員に発熱や風邪症状があったがPCR検査を受けられなかった場合

- ➡①「発症後、少なくとも8日経過している」、および②「薬剤内服のない状態で発熱・咳・下痢・全身倦怠感などが消失して、少なくとも3日経過している」ことなどが職場復帰の目安となる。

#### 濃厚接触者への対応

Case8：従業員が濃厚接触者であった場合

- ➡保健所の指示に従い、勤務はさせず、速やかにPCR検査を受ける。その後も保健所の指示に従う。

Case9：従業員の家族が濃厚接触者であった場合

- ➡家族が陽性であった場合に、従業員が濃厚接触者に該当するかを確認し、濃厚接触者に該当する場合には保健所に連絡し、その指示に従う（濃厚接触者はCase8を参照）。

以上

本人・同居家族の風邪症状の有無・感染状況別 本人の初動対応方針（イメージ図）		本人								
		重症		← →		軽度				
		風邪等の症状		症状の有無に関わらず		咳・熱等 風邪症状あり		無症状		
風邪等の症状	感染状況	感染状況	コロナ陽性 (検査結果)	濃厚接触者に確定 (保健所判断)	濃厚接触者の可能性あり					
					接触確認アプリ 「COCOA」から陽性者との 接触に関する通知有り	COCOA 通知無し	接触確認アプリ 「COCOA」から陽性者との 接触に関する通知有り	COCOA 通知無し		
同居家族	重症	症状の有無に関わらず	コロナ陽性 (検査結果)	濃厚接触者に確定 (保健所判断)	<p><b>A：レッドゾーン</b> 【就業制限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人が新型コロナウイルスに感染しているケース。</li> <li>感染症法により本人の就業は制限される。</li> <li>保健所の指導のもと、入院または宿泊・自宅療養となる。</li> <li>自宅療養であれば、同居家族が新型コロナウイルスに感染しないように、本人を通じて注意喚起すること。特に同居家族に高齢者や幼児がいる場合は、介護・育児対応について相談・情報提供に努めるなどできる限りフォローする。</li> </ul>	<p><b>B：オレンジゾーン</b> 【出勤見合わせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所から濃厚接触者に確定した旨の連絡があった時点から14日間の自宅待機。</li> <li>本人の症状が軽度なら在宅勤務も可能だが、決して無理をさせないこと。急な症状の変化に十分注意すること。</li> </ul>	<p><b>C：イエローゾーン①</b> 【出勤見合わせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ外来（帰国者・接触者外来）等を予約し受診。検査結果が陽性であっても発症から8日かつ症状回復から3日経過するまでは自宅待機。</li> <li>症状が軽度なら在宅勤務も可。</li> </ul>	<p><b>C：イエローゾーン②</b> 【出勤見合わせ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医等を受診。検査結果が陰性または検査不要であっても発症から8日かつ症状回復から3日経過するまでは自宅待機。</li> <li>症状が軽度なら在宅勤務も可。</li> </ul>	<p><b>D：グレーゾーン</b> 【出勤見合わせ】 または 「出勤可」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ外来（帰国者・接触者外来）等を予約し受診。濃厚接触者の判定や検査結果が出るまで自宅待機・在宅勤務。</li> <li>濃厚接触者に該当せず、検査不要であれば「出勤可」</li> <li>出勤する場合は、感染予防策を徹底</li> </ul>	<p>「出勤可」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>慎重に経過観察し、マスク着用等の感染予防策を徹底。</li> <li>本人に風邪症状が出た場合やCOCOA通知があった場合は速やかに対応できるように準備・注意喚起する。</li> </ul>
			COCOA 通知有り							
	咳・熱等 風邪症状あり	COCOA 通知無し								
	濃厚接触者の可能性あり									
軽度	無症状		COCOA 通知有り	<p>「出勤可」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>慎重に経過観察し、マスク着用等の感染予防策を徹底。</li> <li>本人に風邪症状が出た場合やCOCOA通知があった場合は速やかに対応できるように準備・注意喚起する。</li> </ul>	<p>「出勤可」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日常的な健康管理を継続する。</li> <li>マスク着用等の感染予防策を徹底。</li> </ul>					
			COCOA 通知無し							

・あくまでも対応の目安であり、本人の健康・感染拡大防止のために、より保守的に対応するという判断もある。

・業種や業界、本人の仕事内容（外勤か内勤か、どの程度の時間人と接するか、飲食の機会はあるのか、手指消毒が常にできる環境か等）を踏まえて、各事業者で判断すること。

※本人・同居家族の風邪症状の有無・感染状況別 初動対応方針（出典：東京商工会議所）